

京都府広域スポーツセンター設置要項

京都府広域スポーツセンター長

1 目的

「京都府スポーツ推進計画」の具現化を図るため、「総合型地域スポーツクラブ」の育成及び創設を支援するとともに、府内スポーツ振興に係る企画・検討・立案を目的として設置する。

2 事業実施形態

(1) センター事業の実施主体は、京都府教育委員会及び公益財団法人京都府スポーツ協会とする。

(2) 事務局

センターの組織・運営の検討及び事業の企画・立案など事業を推進する。

3 センターの概要

(1) センター

京都府教育庁指導部保健体育課及び公益財団法人京都府スポーツ協会

<事務局所在地>

公益財団法人京都府スポーツ協会事務室内

(京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ内)

(2) 職員構成

センター長	……………	京都府教育庁指導部保健体育課長 (公益財団法人京都府スポーツ協会専務理事兼務)
センター次長	……………	公益財団法人京都府スポーツ協会事務局長 (京都府教育庁指導部保健体育課参事兼務) 京都府教育庁指導部保健体育課担当総括指導主事
センター事務局長	……	公益財団法人京都府スポーツ協会事務局長次長
センター事務局員	……	京都府教育庁指導部保健体育課担当指導主事 公益財団法人京都府スポーツ協会担当職員 クラブアドバイザー (常勤・非常勤)

※必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(3) 役割分担

センター長

・京都府広域スポーツセンターを統括する。

センター次長

・センター長を補佐し、事務局運営を統括する。

センター事務局長

・センター事務局の組織運営及び事業展開等、全般にあたる。

センター事務局員

・センター事業の計画及び立案、予算案を作成し、その遂行にあたる。

・総合型地域スポーツクラブの育成及び創設支援にかかる関係団体等との連絡調整及び指導・助言にあたる。

・府内スポーツ振興に係る課題や懸案事項について議論し、企画・検討・立案する。

(附則)

(1) 開設日 平成 16 年 12 月 16 日 (木)

(2) 一部改訂 平成 23 年 4 月 1 日 (金)

(3) 一部改訂・追加 平成 28 年 4 月 1 日 (金)

(4) 一部追加 令和 2 年 4 月 1 日 (水)

2019 年 (平成 31 年) 4 月 1 日より「公益財団法人京都府スポーツ協会」に名称変更した。